株主各位

東京都港区南青山7丁目8番4号

エコナックホールディングス株式会社

取締役社長 奥 村 英 夫

第137回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第137回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日(水曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都港区南青山7丁目1番5号

島根イン青山 2階 パインコート

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第137期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第137期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 株式併合の件

第4号議案 定款一部変更の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申 し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.econach.co.jp/)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策の効果もあり緩やかな回復基調にあるものの、個人消費は低調に推移いたしました。米国の新大統領就任や英国のEU離脱問題等の影響を受け、世界経済の先行きも不透明感を呈する状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは各事業において売上拡大を目指し、特に新規事業となる温浴施設「テルマー湯」の運営に集中的にリソースを投入するほか、顧客のニーズに対応した商品開発をする一方で、間接部門の効率化とコスト削減にも注力してまいりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は17億8千9百万円(前連結会計年度比47.3%増)、営業利益9千9百万円(前連結会計年度は営業損失4億3千9百万円)、経常利益6千1百万円(前連結会計年度は経常損失4億8千7百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益2千4百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失4億8千4百万円)となりました。

単体の業績につきましては、当事業年度の売上高は4億4千6百万円(前事業年度比19.9%増)、営業損失1億6百万円(前事業年度は営業損失1億3千万円)、経常損失1億3千9百万円(前事業年度は経常損失1億7千9百万円)、当期純損失1億1千6百万円(前事業年度は当期純損失1億7千5百万円)となりました。

当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。

事業分野別の概況は次のとおりであります。

<不動産事業>

当社が不動産の売買・賃貸を営む当事業におきましては、東京都港区西麻布に所有するビルのテナント料及び保証金償却に係る売上並びに住居部分の賃料につきまして、安定した収入を得ることができました。また、長野県北佐久郡軽井沢町における宅地分譲販売についても順調に推移いたしました。

当事業の売上高は3億2千万円(前連結会計年度比64.4%増)、営業利益は1億9千 1百万円(前連結会計年度比52.6%増)となりました。

<繊維事業>

子会社の日本レース株式会社が展開している当事業におきましては、当連結会計年度の期首より婦人服業界におけるファッション傾向が変化し、前連結会計年度まで活況を呈していたレース素材の需要は減少傾向にて推移しました。

上半期は夏物・盛夏物の別注や現物セール用の受注、さらに閑散期の夏物綿レースの 大口受注等の要因により比較的好調であったものの、本来最盛期にあたる下半期にはア パレル各社からの引き合いの減少に伴い受注も伸び悩む結果となりました。

当事業の売上高は7千4百万円(前連結会計年度比22.4%減)、営業利益は5百万円 (前連結会計年度比45.8%減)となりました。

<化粧品事業>

子会社の日本レース株式会社が化粧品及び医薬部外品のOEM製造・販売を行う当事業におきましては、前連結会計年度の流れを継続し、時間に追われる現代女性向けのオールインワン美容液が好調となりました。また、動物人気を反映した犬用シャンプー及びデンタル関連商品も好評でした。

採算性の面におきましては、経費削減に注力するとともに、売上高中心から利益確保 重視への転換を進めてまいりました。

当事業の売上高は2億6千7百万円(前連結会計年度比2.5%減)、営業利益は2千9百万円(前連結会計年度比0.0%増)となりました。

<温浴事業>

子会社の株式会社テルマー湯が東京都新宿区歌舞伎町にて温浴施設「テルマー湯」を 運営している当事業におきましては、テレビ各局の情報番組での放映や各種情報誌に多 数掲載されるなどのメディアによる宣伝効果や、口コミ、館内美化による利用者の顧客 満足度の向上もあいまって、リピーターの増加に繋がり来館者数が大幅に向上しました。 都心でゆっくりと過ごせる高級感かつ清潔感に溢れた快適な癒しの空間を提供すること によって、年間を通じて約27万9千人のお客様にご利用いただきました。

当事業の売上高は11億2千7百万円、営業利益は2千1百万円となりました。なお、 温浴事業については前連結会計年度の8月より新たに開始したことに伴い、前連結会計 年度比較については比較対象となる期間が異なるため記載しておりません。

事業分野別売上高

事	業	分	ì	野	売 上 高 (千円)	構 成 比 (%)	前連結会計年度比(%)
不	動	産	事	業	320, 247	17. 9	64. 4
繊	維	Ē	事	業	74, 073	4. 2	△22. 4
化	粧	品	事	業	267, 275	14. 9	△2.5
温	浴	Ę	事	業	1, 127, 604	63.0	_
合				計	1, 789, 200	100.0	47. 3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は3千5百万円であります。

その主なものは、東京都新宿区歌舞伎町の温浴施設の設備を拡充した2千2百万円及び東京都港区西麻布に所有するビルの内装・設備工事1千1百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、不動産事業におきましては、東京都港区西麻布ビルの テナント及び賃貸住宅の安定収入を軸に、引き続き長野県北佐久郡軽井沢町における宅 地分譲販売等に取り組み業績拡大に努めてまいります。

繊維事業におきましては、婦人服業界におけるファッション傾向の推移をみますと、 当面はレース素材の大型受注は厳しい状況が続くと予想されます。平成29年6月以降は、 下半期の受注確保のため、大手テキスタイル問屋向けを中心に企画の充実を図り、既存 のアパレルのほかレースを得意とする他のアパレルブランドに対しても引き続き販売促 進活動を強化してまいります。

化粧品事業におきましては、製造・充填・仕上の一貫工程作業の受注だけでなく、仕上工程のみの作業についても積極的に受注することにより、ラインに空きがないよう取り組んでまいります。また、オールインワン美容液の受注量が大幅に増加したことへの対応としまして、納期厳守を確保することを重要な課題として位置づけ、設備投資等の強化を推進してまいります。

温浴事業におきましては、各種イベントを企画するとともに、施設の更なる向上及び 運営管理の一層の充実を図り、より多くのお客様にご来館いただく環境づくりに徹する ことで売上及び利益の拡大に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお 願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区		分	第134期 (25. 4. 1~26. 3.31)	第135期 (26.4.1~27.3.31)	第136期 (27. 4. 1~28. 3.31)	第137期 (当連結会計年度) (28.4.1~29.3.31)
売	上	高	(百万円)	859	821	1, 214	1, 789
経	常利	益	(百万円)	△36	△5	△487	61
親会当	社株主に帰属期 純 利	する 益	(百万円)	△45	△58	△484	24
1 树	き当たり当期純	利益	(円)	△0. 59	△0.70	△5. 67	0. 29
総	資	産	(百万円)	5, 490	6, 142	5, 923	5, 697
純	資	産	(百万円)	3, 824	4,011	3, 337	3, 362
1 杉	未当たり純資	産額	(円)	45. 58	44. 72	39. 07	39. 36

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

	会			社			名		資本金 (千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容				
日	本	レ	_	ス	株	式	会	社	100, 000	100.0	繊維製品の企画・販売及び 化粧品・医薬部外品の製造・販売				
株	式	会	社	テ	ル	7	<u> </u>	湯	92, 500	100.0	温 浴 施 設 の 運 営				
株	式	į	会	社	ユ		レ	ナ	40,000	100.0	化粧品・雑貨の販売				

(7) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

事	業	分	野	事 業 内 容
不	動	産 事	業	不動産の売買・賃貸
繊	維	事	業	刺繍レース、編レース、レース製品、繊維製品の企画・販売
化	粧 .	品 事	業	化粧品、医薬部外品の製造・販売
温	浴	事	業	温浴施設の運営

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

				事	業		所	名	Z 1						所	在		地	
エコ	コナッ	, ク:	ホーノ	レディ	ィンク	ブスオ	朱式台	会社	本				店	東	京	都		港	区
	*	E 1.	/ –	ス	株	式	숲	社	本	店	•	工	場	滋	賀	県	草	津	市
	日本レ			^	175	I	云	江	東	京	営	業	部	東	京	都		港	区
±/1:	式	\triangle	A 41.	テ				žĦ	本				店	東	京	都		港	区
17木	株式会	会 社	,	10	*		湯	店				舗	東	京	都	新	宿	区	
株	式		숲	社	エ		レ	ナ	本				店	東	京	都		港	区

(9) **従業員の状況** (平成29年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事	業	分	野	従 業 員 数 (名)	前連結会計年度末比増減
不	動	産 事	業	1	_
繊	維	事	業	1	_
化	粧	品 事	業	12	1名減
温	浴	事	業	9	3名減
全	社 (共 通)	5	1名増
合			計	28	3名減

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、嘱託社員2名を含み、パートタイマーは含めておりません。
 - 2. 全社(共通)として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)		
6	1名増	46. 9	12.0		

(注)従業員数は就業人数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高(千円)
株式会社東日本銀行	1, 501, 550
株式会社りそな銀行	204, 856

2. 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

(2) **発行済株式の総数** 85,457,466株

(3) 株主数 4,526名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社F. M. K. 9	8, 405, 000	9. 83
株式会社船橋カントリー倶楽部	7, 280, 000	8. 52
株式会社トーテム	3, 150, 000	3. 68
山河企画有限会社	3, 050, 000	3. 57
有限会社MBL	1, 700, 000	1. 99
松村 光石	1, 484, 000	1.73
バンク オブ ニューヨーク ジーシ ーエム クライアント アカウンツ イー ビーディー	1, 440, 700	1. 68
石原 義弘	1, 430, 000	1. 67
株式会社BEC	1, 400, 000	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	1, 362, 000	1.59

280,000,000株

(注) 持株比率は、自己株式 (32,772株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された 新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社	における	地位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代社	表取締	役長	奥	村	英	夫	不動産事業部長 日本レース株式会社取締役 株式会社テルマー湯代表取締役 株式会社エレナ取締役
取	締	役	加	藤	祐	蔵	管理部長 株式会社エレナ取締役
取	締	役	瀨	ЛП	信	雄	内部監査室長株式会社エレナ代表取締役
取	締	役	萩里	予谷	敏	裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役
取	締	役	田	中	正	和	齋藤正和法律事務所 弁護士 伊豆シャボテンリゾート株式会社社外取締役 株式会社オーテック社外取締役
監 (查 常 勤	役)	_	井	隆	夫	日本レース株式会社監査役 株式会社テルマー湯監査役 株式会社エレナ監査役
監	查	役	小日	島		章	小田島法律事務所 弁護士
監	查	役	小	林	明	隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 株式会社アドバンスト・メディア監査役

- (注) 1. 取締役萩野谷敏裕、取締役田中正和の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役小田島章、監査役小林明隆の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は取締役田中正和、監査役小田島章の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (2)	20, 790 (2, 400)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	9, 600 (2, 400)
合 計	8	30, 390

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、昭和59年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額20百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、昭和59年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額5百万円以内 と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

区分	氏	名	兼	職	の	状	況	関	係
社外取締役	萩野谷	敏 裕	株式会社	土アーキ・	ボック	ス代表取	(締役	な	L
社外取締役	田中	正和	伊豆シャ	n法律事務 ・ボテンリ 土オーテッ	ゾート株		上外取締役	な	l
社外監査役	小田島	章	小田島沿	去律事務所	弁護	士		な	L
社外監查役	小林	明隆	一番町	国際法律特	許事務	所 弁護	士	顧問弁	产護士
11.27 監査仅	小 林	切 陸	株式会社	土アドバン	/スト・	メディア	'監査役	な	し

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏	3	名	主	な	活	動	状	況
				当事業	作度に開	催された	取締役会1	2回の全で	てに出席
社外取締役	萩野谷	敏	裕	し、主に	会社経営は	こ係る豊富	富な経験・	知識等かり	ら貴重な
				指摘、意	気見をいた7	だいてお	ります。		
				当事業	美年度に開	催された	取締役会1	2回のうち	511回に
社外取締役	田中	正	和	出席し、	主に弁護	士として	の専門的身	見地から責	貴重な指
				摘、意見	見をいただし	ハており	ます。		
				当事業	美年度に開	催された	取締役会1	2回の全で	てに出席
社外監査役	小田島		章	し、また	1、当事業年	再度に開作	崔された監	查役会12[回の全て
江沙區且仅	1、田岡		平	に出席し	/、主に弁詩	黄士とし ゚	ての専門的	見地から	貴重な指
				摘、意見	見をいただし	ハており	ます。		
				当事業	美年度に開	催された	取締役会1	2回のうち	511回に
 社外監査役	小 林	明	降	出席し、	また、当事	事業年度に	こ開催され	た監査役	会12回の
	1, 1,	ارت	性	うち11回	回に出席し、	主に弁記	養士として	の専門的!	見地から
				貴重な指	f摘、意見?	をいただり	ハておりま	す。	

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

フロンティア監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
- 19.000千円
- ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,000千円
- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を 記載しております。
 - 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けて、会計監査人に対する 報酬等の額、監査契約の内容が適切かどうか検討し、更に前期の監査状況と当期監査計画に基づく監 査日数、監査チームの編成等の監査体制に鑑みて、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の会計監査人として在職中に報酬及び職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の法令で定める事業年度の合計額に2を乗じた額であり、法令が定める額を限度としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、社内のコンプライアンス遵守の状況につきまして、取締役会を中心に顧問弁 護士及び会計監査人と連携のもと、定期的に会合を開き確認することにより、不正、事 故、法令違反等の未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に実施しており ます。そして、社員への教育・啓発の強化を通じて、コンプライアンス意識の浸透、定 着及び向上を推進し、当社グループ全体への周知徹底を行います。

また、内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査人監査の相互連携により監査体制の充実を図ります。さらに、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を推進します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理につきましては、文書管理規程に基づいて保存・管理を行うとともに、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保管を行います。

また、個人情報につきましては個人情報保護に関する方針に基づいて、管理の徹底を 図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及び社内の各会議体において、各担当部署から業務執行に係るリスクを随時報告し、その把握と管理を徹底することにより、リスクの発生の未然防止と発生時の対処を迅速に行う体制を整えております。

特に四半期ごとには、取締役及び取締役会に対しての各担当部署からの報告をもとに、 社内でのリスクマネジメントの有効性のモニタリングを実施しております。

リスクマネジメントにつきましては、職務権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長への報告を徹底し、その承認を得て対策を実行します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会において、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、随時、役員ミーティングを開催し、重要な情報伝達を確実に行う体制をとります。

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行について決議します。役員ミーティングは原則として毎週月曜日に開催し、各取締役の業務執行の状況に関する適時な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めます。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程により子会社の管理を明確に規定します。取締役、監査役及び管理部役職員は、分担して子会社の取締役または監査役を兼任し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

また、子会社の自主性を十分確保しつつ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社への内部監査を実施することにより、経営管理体制の整備及び統括を通じて業務の適正性を監視します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を配置しておりませんが、今後必要と判断した場合は、専任もしくは兼任の使用人を置くことができる体制を確保しております。

当該使用人の人事については、取締役が事前に監査役の同意を得て行わなければならないものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。また、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループにおいてその旨を周知徹底します。

監査役は、取締役会には原則として全員が出席し、常勤監査役は重要なミーティングに常時出席し、法令・定款違反の有無を確認します。

当社は、常勤の取締役及び監査役をメンバーとして、原則として毎週月曜日に役員ミーティングを開催し、業務の執行状況について報告と確認を行います。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、会計監査人、代表取締役及び監査役との意見交換、情報交換を行う体制をとり、内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査への立会いにより内部監査室との連携を図ります。

監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、また重要な会議や役員ミーティングへ常時出席することにより監査の実効性の向上を図ります。

⁽注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科 目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	820, 527	流動負債	410, 836
現金及び預金	378, 320	買 掛 金	55, 089
受取手形及び売掛金	116, 320	1年内返済予定の 長期借入金	183, 024
商品及び製品	13, 445	未払法人税等	32, 233
仕 掛 品	2, 136		·
原材料及び貯蔵品	31,054	, , , , , , , ,	4, 117
販 売 用 不 動 産	266, 630	未 払 金	53, 738
そ の 他	13, 219	そ の 他	82, 633
貸倒引当金	△600	固 定 負 債	1, 923, 838
固定資産	4, 876, 804	長 期 借 入 金	1, 620, 607
有 形 固 定 資 産	4, 613, 883	繰 延 税 金 負 債	41, 691
建物及び構築物	2, 497, 057	資 産 除 去 債 務	153, 603
機械装置及び運搬具	111, 351	再評価に係る繰延税金負債	35, 312
工具器具及び備品	78, 902	長期預り金	72, 623
土 地	1, 926, 572	負 債 合 計	2, 334, 674
無 形 固 定 資 産	98, 422	(純資産の部)	
借地推	83, 445	株 主 資 本	3, 282, 873
ソフトウェア	12, 133	資 本 金	3, 527, 811
ソフトウェア仮勘定	756	資 本 剰 余 金	26, 902
電 話 加 入 権	2, 086	利 益 剰 余 金	△269, 659
投資その他の資産	164, 498	自 己 株 式	△2, 181
投 資 有 価 証 券	600	その他の包括利益累計額	79, 783
そ の 他	164, 668	土地再評価差額金	79, 783
貸 倒 引 当 金	△770	純 資 産 合 計	3, 362, 657
資 産 合 計	5, 697, 331	負債・純資産合計	5, 697, 331

連結損益計算書 (平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

科	E E	金	額
		.215	
売 上	高		1, 789, 200
売 上 原	価		1, 455, 697
売 上 総	利 益		333, 503
販売費及び一般	管 理 費		233, 681
営業	利 益		99, 821
営 業 外	収 益		
受 取 和	1 息	4	
受 取 配	当 金	7	
未回収利用券	受 入 益	2, 865	
その	他	4, 557	7, 434
営 業 外	費用		
支 払 利	1 息	42, 680	
減 価 償	却費	859	
そ の	他	2, 259	45, 799
経常	利 益		61, 457
特 別 損	. 失		
減 損 拮	美	17, 238	
固定資産	余 却 損	1, 505	18, 743
税 金 等 調 整 前 当	期純利益		42, 713
法人税、住民税及	び事業税	24, 530	
法 人 税 等 請	馬 整 額	△6, 728	17, 802
当 期 純	利 益		24, 911
親会社株主に帰属する	る当期純利益		24, 911

<u>連結株主資本等変動計算書</u>

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

				十四.	111(水闸奶店)
			株主資本		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日期首残高	3, 527, 811	202, 102	△479, 139	△2, 181	3, 248, 593
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			24, 911		24, 911
土地再評価差額金の取崩			9, 369		9, 369
欠 損 填 補		△175, 200	175, 200		_
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					_
連結会計年度中の変動額合計	_	△175, 200	209, 480	_	34, 280
平成29年3月31日期末残高	3, 527, 811	26, 902	△269, 659	△2, 181	3, 282, 873

	その他の包括	舌利益累計額	
	土地再評価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	純資産合計
平成28年4月1日期首残高	89, 249	89, 249	3, 337, 843
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			24, 911
土地再評価差額金の取崩	△9, 369	△9, 369	_
欠 損 填 補			_
株主資本以外の項目の連結会計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△97	△97	△97
連結会計年度中の変動額合計	△9, 466	△9, 466	24, 813
平成29年3月31日期末残高	79, 783	79, 783	3, 362, 657

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 日本レース株式会社

株式会社テルマー湯

株式会社エレナ

(2) 非連結子会社の名称等 該当事項はありません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用する関連会社 該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない関連会社 該当事項はありません。
- 3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項
- (1) 連結の範囲の変更 該当事項はありません。
- (2) 持分法の適用の範囲の変更 該当事項はありません。
- 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- 5. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

②たな知資産

商品・製品 主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③デリバティブ

時価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7~40年

機械装置及び運搬具 4~13年 工具器具及び備品 3~15年

②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額

を計上しております。

- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしておりますので特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

③ヘッジ方針

金利変動リスクをヘッジする目的に限定し、デリバティブ取引を行っております。なお、デリバティブ取引の相手先は、格付けの高い金融機関に限定しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみ行っておりますので、有効性の評価は省略しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,178千円増加 しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「売上高」及び「不動産事業収益」(当連結会計年度は、それぞれ1,468,953千円、320,247千円)は、当社グループの事業内容の多様化を機に、連結損益計算書の一覧性及び明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「売上高」と掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「売上原価」及び「不動産事業売上原価」(当連結会計年度は、それぞれ1,330,250千円、125,446千円)は、当社グループの事業内容の多様化を機に、連結損益計算書の一覧性及び明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「売上原価」と掲記しております。前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました営業外収益の「貸倒引当金戻入額」、「仕入割引」(当連結会計年度は、それぞれ166千円、866千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「未回収利用券受入益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「未回収利用券受入益」は276千円であります。

連結貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,311,941千円
土地	1,775,216千円
計	4,087,158千円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	183,024千円
長期借入金	1,620,607千円
計	1,803,631千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 806,403千円

- 3. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
 - 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資 産税評価額に、合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△38,783千円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの

△38,783千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:株)

株	=	の種	類	当:	連結	会	計年	度	当	連結	会	計年	度	当 :	連結	会	計年	度	当通	直結会	会計生	F度
12/1	14	Vノ 19	知	期	首	株	式	数	増	加	株	式	数	減	少	株	式	数	末	株	式	数
普	通	株	式			85,	457,	466					_					_		85	, 457,	466

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い営業部及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、当該企業の財務状況の悪化等により、時 価の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金、未払法人税等、未払金、長期借入金及び長期預り金は流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、グループ各社が月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後13年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ 取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、所定の社内審議、決裁手続きを経て実施 しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません ((注)2 参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	378, 320	378, 320	_
(2) 受取手形及び売掛金	116, 320	116, 320	_
資産計	494, 640	494, 640	_
(1) 買掛金	55, 089	55, 089	_
(2) 未払法人税等	32, 233	32, 233	_
(3) 未払金	53, 738	53, 738	_
(4)長期借入金(※)	1, 803, 631	1, 826, 508	22, 877
(5)長期預り金	72, 623	72, 109	△513
負債計	2, 017, 315	2, 039, 678	22, 363

- (※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 長期預り金

時価は、一定期間ごとに分類し、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※)	600

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 金融商品の時価等に関する事項には記載しておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、東京都において、賃貸収益等を得ることを目的として賃貸用店舗・事務所及び土地を所有しております。

また、滋賀県において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産を所有しております。

これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:千円)

		連結貸借対照表計上額							
	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末	当連結会計年度末の					
	期首残高	増減額	残高	時価					
賃貸用不動産	1, 504, 188	△12, 795	1, 491, 393	2, 280, 000					
将来の使用が見込まれ	176, 397	△18, 097	158, 300	158, 300					
ていない遊休不動産	170, 397	△10,097	150, 500	156, 500					
合 計	1, 680, 586	△30, 892	1, 649, 693	2, 438, 300					

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 賃貸用不動産の当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減損損失によるものであります。
 - 3. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

39円36銭

2. 1株当たり当期純利益金額

0円29銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に1,583千円、不動産事業売上原価に18,337千円含まれております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	489, 730	流 動 負 債	261, 382
現金及び預金	157, 319	1年内返済予定の 長期借入金	183, 024
売 掛 金	9, 586	関係会社短期借入金	22,000
販 売 用 不 動 産	266, 630	未払金	7, 617
貯 蔵 品	110	 未 払 費 用	1,895
前 渡 金	3,000	未 払 法 人 税 等	17, 968
前 払 費 用	5, 592	前 受 金	2, 187
そ の 他	47, 608	預 り 金	695
貸倒引当金	△117	賞 与 引 当 金	846
固 定 資 産	5, 217, 000	そ の 他	25, 147
有 形 固 定 資 産	4, 585, 846	固 定 負 債	1, 920, 184
建物	2, 441, 655	長期借入金	1, 620, 607
 構 築 物	39, 358	繰延税金負債	41, 092
機械及び装置	104, 950	資 産 除 去 債 務 再評価に係る繰延税金負債	150, 548
工具器具及び備品	73, 309	世界計画に係る裸延枕金負債 長期預り金	35, 312 72, 623
土地	1, 926, 572	負 債 合 計	2, 181, 566
無形固定資産	87, 365	(純資産の部)	2, 101, 000
	83, 445	株 主 資 本	3, 445, 380
ソフトウェア	1,711	資 本 金	3, 527, 811
ソフトウェア仮勘定	432	資 本 剰 余 金	26, 902
電話加入権	1,776	資 本 準 備 金	26, 902
投資その他の資産	543, 788	利 益 剰 余 金	\triangle 107, 152
投資有価証券	600	その他利益剰余金	$\triangle 107, 152$
関係会社株式	381, 004	繰越利益剰余金	△107, 152
出資金	40	自己株式	△2, 181
日 日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田		評価・換算差額等	79, 783
· ·	162, 914	土地再評価差額金	79, 783
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△770 5, 706, 730	純 資 産 合 計 負債・純資産合計	3, 525, 163 5, 706, 730
	5, 700, 730	負 債 ・ 純 資 産 合 計	υ, 700, 730

<u>損 益 計 算 書</u> (平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

科		金	単位:十円(木両切括) 額
- 売 上	高	312	ни
不動産事業収	益	410, 605	
経 営 指 導	料	36,000	446, 605
一	価	00,000	110,000
不動産事業売上原	価		402, 586
売 上 総 利	益		44, 018
販売費及び一般管理	費		150, 115
数 元 負 及 O 一	失		106, 097
当 業 外 収	益		100, 097
日 本 パ 収	息	1	
貸付金利	息		
日 定 資 産 賃 貸		1, 890 6, 000	
	料	1,650	10.040
ح <i>ا</i>	他	797	10, 340
営業外費	用	40,100	
支 払 利	息	43, 100	44.000
₹ 0	他	922	44, 023
経常損	失		139, 780
特別損	失		
減損損	失	17, 238	
子会社株式評価	損	2, 254	
固定資産除却	損	1, 308	20, 802
税引前当期純損	失		160, 582
法人税、住民税及び事業		△37, 352	
法 人 税 等 調 整	額	△6, 707	△44, 060
当期 純損	失		116, 522

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

							2 (>14114) >43117
					·		
		資 本	剰	余 金	利益剰余金		
	資 本 金	次十淮供△	この研究士副 ムム	次士副△△△斗	その他利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金 その他資本剰余金		貝平利示並百司	繰越利益剰余金		
平成28年4月1日期首残高	3, 527, 811	202, 102	_	202, 102	△175, 200	△2, 181	3, 552, 532
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)					△116, 522		△116, 522
土地再評価差額 金 の 取 崩					9, 369		9, 369
準 備 金 か ら 剰余金への振替		△175, 200	175, 200	_			_
欠 損 填 補			△175, 200	△175, 200	175, 200		_
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							_
事業年度中の変動額合計	_	△175, 200	_	△175, 200	68, 047	_	△107, 152
平成29年3月31日期末残高	3, 527, 811	26, 902	_	26, 902	107, 152	△2, 181	3, 445, 380

			-
	評価・換	算差額等	/+
	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合 計	純資産合計
平成28年4月1日期首残高	89, 249	89, 249	3, 641, 782
事業年度中の変動額			
当期純損失(△)			△116, 522
土地再評価差額 金 の 取 崩	△9, 369	△9, 369	_
準 備 金 か ら 剰余金への振替			_
欠 損 填 補			_
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△97	△97	△97
事業年度中の変動額合計	△9, 466	△9, 466	△116, 619
平成29年3月31日期末残高	79, 783	79, 783	3, 525, 163

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券

①子会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

①貯蔵品 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) デリバティブ 時価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物
 8~31年

 構築物
 10~40年

 機械及び装置
 8~13年

 工具器具及び備品
 4~15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績繰入率により、貸

倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額

を計上しております。

- (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 4. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしておりますので特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクをヘッジする目的に限定し、デリバティブ取引を行っております。なお、デリバティブ取引の相手先は、格付けの高い金融機関に限定しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップのみ行っておりますので、有効性の評価は省略しております。

- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ 391千円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

前事業年度において区分掲記して表示しておりました営業外費用の「貸付資産関連費」、「減価償却費」 (当事業年度は、それぞれ63千円、859千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

- 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 担保に供している資産

土地	1,775,216千円
計	4,075,988千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	183,024千円
長期借入金	1,620,607千円
計 計	1,803,631千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 702,688千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く) 短期金銭債権 47,189千円

- 4. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
 - 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に、合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△38,783千円

上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの

△38,783千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社への売上高

126,000千円

関係会社とのその他の営業取引高

1,171千円

関係会社との営業取引以外の取引高

9,540千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

(単位:株)

株	+	の種	**	当事	業年度	期首	当事	業年度均	曽 加	当事	業年度源	支少	当事	事業 年 月	度 末
171	IL (か 種	類	株	式	数	株	式	数	株	式	数	株	式	数
普	通	株	式		32	2, 772			_			_		32	2, 772

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却費 29,676千円 貸倒引当金 271千円 関係会社株式評価損 24,188千円 販売用不動産評価指 40.931壬円 資産除去債務 46,097千円 繰越欠指金 53.336壬円 その他 19,724千円 繰延税金資産小計 214.227千円 評価性引当額 △214, 227千円 一千円 繰延税金資産合計 (繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用 41,092千円 繰延税金負債合計 41,092千円 繰延税金負債の純額 41,092千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リー ス契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 (千円)	I		役員の 兼任等			取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会	(構テルマ	東京都港区	92, 500	温浴施設の 運 営	(所有) 直接100	1名 兼任	建物等 の賃貸	温浴施設の建 物・土地及び設備 の賃貸(注)	90, 000	_	_
社	一	伦 凸		の連当	旦汝100	兼任	資金の 援助	資金の返済	105, 791	_	_

- (注)温浴施設の建物・土地及び設備の賃貸料については、双方交渉のうえ決定しております。なお、平成 28年4月より賃貸料を月額7,500千円に変更しております。この結果、売上高、売上総利益がそれぞれ 90,000千円減少し、営業損失、経常損失、税引前当期純損失、当期純損失がそれぞれ90,000千円増加 しております。
- 2. 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

41円27銭

2. 1株当たり当期純損失金額

1円36銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が不動産事業売上原価に 18,337千円含まれております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士藤 井 幸 雄 印業務執行社員

指定社員 公認会計士小 出 敦 史 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算 書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結 計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員 公認会計士藤 井 幸 雄 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士小 出 敦 史 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 杳 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第137期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において報務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたらその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたとしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びをの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は 認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

エコナックホールディングス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 一 井 隆 夫 ⑩

社外監査役 小田島 章 印

社外監查役 小 林 明 降 廊

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

会社法第447条第1項の規定に基づき、現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化と将来の剰余金の配当等の株主還元策を実施できる体制を確立するとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

- 2. 資本金の額の減少の内容
- (1)減少する資本金の額

資本金の額3,527,811,740円のうち、3,427,811,740円を減少して、100,000,000円とすることといたします。

- (2) 資本金の額の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額の減少を上記のとおり行ったうえで、 その全額をその他資本剰会金に振り替えることといたします。
- (3)資本金の額の減少が効力を生ずる日平成29年8月4日を予定しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案における資本金の額の減少により生ずるその他資本剰余金のうち、107,152,919円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当することといたします。

- 2. 剰余金の処分の内容
- (1)減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 107,152,919円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金107,152,919円

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式2株を1株にする株式併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で2億8,000万株を1億4,000万株に変更するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたします。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合がその効力を生ずる日 平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数 1 億4.000万株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第4号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
- (1) 第3号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、当社の発行可能株式総数及び単元株式数を変更するものであります。
 - ① 株式併合による当社発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を2億8,000万株から1億4,000万株にするため、現行定款第6条第1項の一部を変更するものであります。
 - ② 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重 し、単元株式数を1,000株から100株にするため、現行定款第6条第2項の一部を 変更するものであります。
 - ③ 本変更につきましては、平成29年10月1日をもってその効力を生ずる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- (2) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律 第90号、以下「改正法」といいます。)により、責任限定契約を締結することがで きる対象者の範囲が変更され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でな い監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、現行 定款の一部を変更するものであります。
 - ① 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役につきましても、 適切な人材を招聘することを容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう にするため、現行定款第26条第2項及び第34条第2項の一部を変更するものであ ります。

なお、第26条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ② この改正法の施行により項数が変更されたことに伴い、現行定款第28条第3項の一部を変更するものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数および単元株式数)	(発行可能株式総数および単元株式数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は2億	第6条 当会社の発行可能株式総数は1億
8,000万株とする。	<u>4,000万株</u> とする。
② 当会社の単元株式数は1,000株と	② 当会社の単元株式数は100株とす
する。	る。

現 行 定 款

(取締役の責任免除)

第26条 〈条文省略〉

② 当会社は<u>社外取締役</u>との間で、当 該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1 項の責任につき、善意でかつ重大な 過失がないときは、法令が定める額 を限度として責任を負担する契約を 締結することができる。

(選任)

第28条 〈条文省略〉

- ② 〈条文省略〉
- ③ 当会社は、会社法第329条<u>第2項</u>の 規定に基づき、法令に定める監査役 の員数を欠くこととなる場合に備え て、株主総会において補欠監査役を 選任することができる。

(監査役の責任免除)

第34条 〈条文省略〉

② 当会社は<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(新 設)

変 更 案

(取締役の責任免除)

第26条 〈現行どおり〉

② 当会社は取締役(業務執行取締役 等であるものを除く。)との間で、 当該取締役の会社法第423条第1項 の責任につき、善意でかつ重大な過 失がないときは、法令が定める額を 限度として責任を負担する契約を締 結することができる。

(選任)

第28条 〈現行どおり〉

- ② 〈現行どおり〉
- ③ 当会社は、会社法第329条<u>第3項</u>の 規定に基づき、法令に定める監査役 の員数を欠くこととなる場合に備え て、株主総会において補欠監査役を 選任することができる。

(監査役の責任免除)

第34条 〈現行どおり〉

② 当会社は<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

<u>附 則</u>

第6条第1項及び第2項の変更は、平成29年10月1日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は同日をもってこれを削除する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当社は平成25年6月27日開催の第133回定時株主総会において、補欠監査役として出口洋一氏を選任しておりますが、同氏は本株主総会の開始の時をもって効力期間が満了となります。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有するの数
で ぐち よう いち 出 口 洋 一 (昭和26年9月23日)	昭和51年3月 田中司法書士事務所入所 昭和54年3月 株式会社エスプリ設立 代表取締役就任 平成3年10月 東京司法書士会入会 平成5年4月 出口司法書士事務所開設 所長就任(現任) 平成26年3月 武蔵野興業株式会社 社外監査役就任(現任)	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由	出口洋一氏は、司法書士としての豊富な業務経験と専門的知識等を らを当社の監査体制に反映していただくことを期待できることから、 適切に遂行していただけるものと判断して選任をお願いするものであ	その職務を

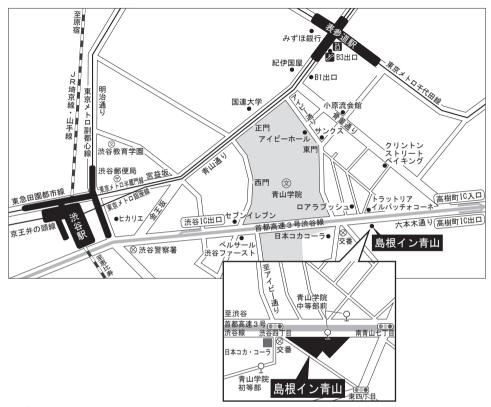
- (注)1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 出口洋一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 出口洋一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責 任限度額といたします。

(MEMO)

(MEMO)

株主総会会場ご案内図(島根イン青山)

東京都港区南青山7丁目1番5号 〈TEL:03-3797-3399〉



■バス

- ・渋谷駅から都営バス(都01)系統 「新橋駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、向かい側(徒歩2分)
- ・新橋駅から都営バス (都01) 系統 「渋谷駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、バス停前
- ・ハチ公バス『渋谷四丁目』下車、バス停前

■電車

- ・東京メトロ:銀座線、半蔵門線、千代田線『表参道駅』B-1出口より徒歩15分
- ・ JR: 『渋谷駅』東口より徒歩15分

■タクシー

- 渋谷駅から約5分
- 表参道駅から約3分
- ・ 六本木駅から約5分
- ・恵比寿駅から約10分